

鈴鹿市子ども条例（仮称）の制定について

子ども政策部 子ども政策課

1 概要

子どもが権利の主体として尊重され、安心して健やかに育つことができるよう、子どもや子育てにやさしいまちづくりの実現を目指すため、鈴鹿市子ども条例（仮称）を制定する。

2 理由

本市では平成 24 年に施行した「鈴鹿市まちづくり基本条例」に子どもの権利を明記し、「鈴鹿市総合計画 2023」や「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」において、子どもの権利を尊重するための施策を積み重ね、具体的な取組を推進してきた。

一方で、家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化により子育て世帯の孤立が進み、また、コロナ禍を経て、虐待や貧困などの問題がより顕在化してきている。子どもたちが直面するこれらの課題には、行政だけではなく、地域や企業などとも連携した包括的な対策が求められる。

このような中、令和 5 年 4 月にはこども家庭庁が発足し、また、こども基本法が施行され、今後、国による子ども関連施策の更なる拡大や加速化が想定されている。

本市においても、子どもの権利保障や子育て支援を明確に表明し、子どもたちの健やかな育ちを地域社会全体で支えるという意識の醸成を図るため、子ども条例を制定し、より実効性のある施策をこれまで以上に推進していくための基本的な指針とする。

3 主な内容

（１）総則

条例の目的や、語句の定義（「子ども」の範囲など）

（２）子どもの権利

子どもの権利の保障を明記

(3) それぞれの役割

それぞれの立場（市，保護者，事業者等）における役割について明記

(4) 子どもにやさしいまちづくりの推進

子どもや子育てに対する支援・取組を明記

(5) 計画及び検証

施策を推進していくための計画（鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画）
及び検証について明記

4 施行期日

令和6年12月1日

（公布日は令和6年9月定例議会の議決日）

5 スケジュール等（予定）

(1) スケジュールの概要

時 期	内 容
令和5年9月	条例制定の方針決定（行政経営会議）
令和5年10月	正副議長への説明
令和5年10月～令和6年1月	骨子案の作成，政策検討会議，条規審査会
令和6年2月	骨子案の協議（行政経営会議），議会との調整 （正副，全協・各派等）
令和6年3月	パブコメの実施
令和6年4月～6月	パブコメの結果協議（行政経営会議），条例案 の作成，条規審査会
令和6年8月	議案提出
令和6年9月	議案の採決，公布
令和6年12月	施行

(2) 意見聴取のプロセス

令和５年１０月～令和６年３月を目途に、以下のとおり意見聴取を行う。
 なお、条例案作成後も、必要に応じて意見聴取を行う予定である。

ア 有識者等

外部有識者からの意見聴取については、鈴鹿市子ども・子育て会議において、「鈴鹿市子ども条例（仮称）検討部会」を設置し、子ども・子育て会議の委員以外の関係者を部会委員に加えて、幅広く意見聴取する。

◎検討部会委員の構成区分

学識経験者	鈴鹿大学／こども教育学部学部長
福祉教育等関係団体	鈴鹿市社会福祉協議会／療育センター主任 鈴鹿私立保育連盟／会長 鈴鹿市私立幼稚園協会／会長 鈴鹿市学童保育連絡協議会／指導員 鈴鹿市放課後子ども教室／地域コーディネーター
市民，保護者等の関係者	鈴鹿市 PTA 連合会／研修部 副部長 鈴鹿子ども支援ネットワーク／理事 市民代表（公募）
行政機関関係者	三重県鈴鹿児童相談所／家庭児童支援課長 鈴鹿市立小中学校長会／牧田小学校校長
その他の関係者	各団体，有識者，外国人関係団体，教育委員会事務局，人権政策課 など

◎鈴鹿市子ども子育て会議 令和５年度開催スケジュール

時期	形態	条例制定に係る議題内容
令和５年１０月	本会議	鈴鹿市子ども条例（仮称）制定方針や部会の設置について
令和５年１０月 ～ 令和６年１月	検討部会	子どもの意見聴取の手法（アンケート調査やヒアリングの実施方法等）や条例骨子案，施行までの周知方法等について
令和６年２月	本会議	中間報告

イ 子どもや若者等

子ども等の意見聴取については、アンケート調査等を実施する。

調査対象	実施方法	備考
小・中学生	・学校経由で依頼 ・WEB 回答	Chromebook での回答を想定。
高校生	・学校経由で依頼 ・紙又はWEB 回答	神戸高校（鈴鹿学）や鈴鹿高専（学官連携）とのワークショップも予定。
子育て 当事者	・依頼方法は検討中 ・紙又はWEB 回答	第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査に合わせて実施できるか検討中。子育て関連施設でのアンケートも別途検討。
その他	検討部会において、上記以外の方法も検討していく。	

ウ 市議会

条例制定に関してはこれまでも市議会から提言をいただいていることから、情報共有を図っていく。

6 他市等の状況

【全国】

147 自治体（全自治体数は約 1,700）で制定。

※この内、3 分の 1 の自治体が令和に入ってから制定。

【県内】

三重県「三重県子ども条例」（H23 制定）

伊賀市「伊賀市子ども健全育成条例」（H17 制定）、

名張市「名張市子ども条例」（H18 制定）

東員町「みんなと一歩ずつ未来に向かっていく東員町子どもの権利条例」（H27 制定）

7 その他

条例の制定過程における子どもの意見聴取に当たっては、今後、教育委員会事務局を始め関係部局との調整が必要となることから、随時連携を図りながら進めていく。また、こども家庭庁は令和5年度末を目途に、子どもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドラインを公表する予定であり、条例制定の進捗状況に応じて、当ガイドラインにも留意する。